

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		施設等の利用
根拠条例・規則等名		さいたま市大宮盆栽美術館条例・さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則
条 項		条例第 7 条・規則第 5 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 大宮盆栽美術館 (電話：048-780-2092)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。 (1)施設等の設置の目的に反するとき。 (2)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3)施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4)物品（展示する盆栽資料に係る図録、絵はがき、ポスターその他これらに類するものを除く。）の販売を目的とするとき。 (5)前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。
	設定等年月日	平成 21 年 7 月 17 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 週間
	設定等年月日	平成 21 年 7 月 17 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		